

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	このたびの台風では、区内の住宅にも被害が及んでおり、ニーズに適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	実施計画にある、良質な住宅の整備に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	台風による被災者の生活の安定と住宅の安全確保を図るため、区が補助すべきである。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	被災者の生活の安定や住宅の安全に、大きなマイナスの影響が生じる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	HP、区報等で広く周知し、申請を受け付ける。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	書類審査を実施し、適正に決定する。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	被害を受けた住宅の補修に対する区の支援策としては、補助金交付以外の代替策は考えられない。
	補助金の交付による効果が認められるか	○	被災した区民のうち、自らの資力では補修することが困難な方の施工に対する後押しになる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	そのままでは住めない状態の住宅を補修し、引き続き住み続けられるよう支援するものであり、補助金額に見合う具体的効果が認められる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	良好な住環境が確保され、効果が広く区民に還元される。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

4 交付実績

(件、千円)

項目	1年度(予算)			
交付(見込み)件数	15			
決算(予算)額	4,500			
国庫支出金	0			
都支出金	2,250			
その他	0			
一般財源	2,250			
30年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

本事業は、都が実施する「令和元年台風第15号・第19号住宅被害対策区市町村支援事業」に呼応して実施するものであり、時限的緊急対策である。今後、同様の災害が起こった際に、区としてどのように対応するのか、といった検討が必要となる。